

防衛省訓令第89号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条第1項及び同条第2項を実施するため、自衛隊等の使用する飛行場周辺の移転補償等の実施に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令

改正 平成31年4月26日省訓第23号

改正 令和2年3月27日省訓第15号

改正 令和2年12月28日省訓第67号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 移転等の補償の手続（第3条－第10条）

第3章 土地買収の手続（第11条－第20条）

第4章 雑則（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

(通則)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく建物等の移転又は除却(以下「移転等」という。)の補償及び同条第2項の規定に基づく土地の買入れ(以下「土地買収」という。)の実施については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和49年政令第228号。以下「令」という。)その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において「自衛隊等」、「建物等」、「第二種区域」又は「第三種区域」とは、法第2条第1項、第5条第1項又は第6条第1項に規定する自衛隊等、建物等、第二種区域又は第三種区域をいう。

## 第2章 移転等の補償の手続

(移転等補償申請書の提出)

第3条 地方防衛局長(東海防衛支局長を含む。以下同

じ。)は、移転等の補償の実施について防衛大臣から指示があったときは、第二種区域からの移転等を希望している建物等の所有者から、当該建物等の移転等及びこれに伴い通常生ずべき損失の補償について、別記第1号様式による移転等補償申請書を提出させるものとする。この場合において、移転等補償申請書には次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 当該建物等に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利者及び関係人又は当該建物等が所有権の存否について係争中の物件であるときは、係争者の別記第2号様式による移転等承諾書

(2) 当該建物に借家人又は借間人が居住するときは、その借家人又は借間人の移転等補償申請書

2 地方防衛局長は、前項の規定による移転等補償申請書の受理に際して当該移転等補償申請書に係る建物等の所在する土地の所有者及びその他の権利者から、当該土地に係る第11条の規定による土地買収等申請書

又は別記第3号様式による建物設置等制限承諾書が併せて提出されるよう措置するものとする。

(建物等調書の作成)

第4条 地方防衛局長は、移転等補償申請書を受理したときは、速やかにその申請に係る建物等の所有者と当該建物等の現況を確認の上、別記第4号様式による建物等調書を作成し、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 登記事項証明書（未登記の建物等については、固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書）、配置図、平面図及び必要があるときは立面図、断面図又は写真
  - (2) 所有者及び居住者の住民票の写し
  - (3) 賃貸借契約又は使用貸借契約に基づき建物等を使用している者については、これらの契約書の写し
  - (4) その他必要と認められる書類
- (移転等補償額算定調書の作成)

第5条 地方防衛局長は、建物等調書を作成したときは、地方協力局長が別に定める基準により、別記第5号様式による移転等補償額算定調書を作成するものとする。

(協議)

第6条 地方防衛局長は、地方協力局長が個別に指定する事案に係る移転等補償額算定調書を作成したときは、移転等の補償額について別記第6号様式による移転補償等個人別表及び当該移転等補償額算定調書の算定内容を説明する書類を添え、地方協力局長に協議するものとする。

(移転等同意書の提出)

第7条 地方防衛局長は、移転等補償額算定調書を作成したとき（地方協力局長が個別に指定する事案にあつては前条の協議が整ったとき）は、当該建物等の所有者、借家人及び借間人並びに当該建物等に所有権以外の権利が設定されているときはその権利者及び関係人（以下「建物所有者等」という。）と協議するものとする。

2 地方防衛局長は、前項の協議が整ったときは、建物所有者等から別記第7号様式による移転等同意書の提出を求めるものとする。

(契約の締結)

第8条 地方防衛局長は、前条の規定による移転等同意書の提出があったときは、建物所有者等と別記第8号様式による移転等補償契約書をもって契約を締結するものとする。

(移転等完了届の提出)

第9条 地方防衛局長は、建物所有者等が当該建物等の移転等を完了したときは、別記第9号様式による移転等完了届を提出させるものとする。

(移転等補償金の支払)

第10条 地方防衛局長は、建物所有者等から移転等完了届の提出があったときは、速やかに当該建物等が第二種区域以外の場所へ移転等されたことを確認の上、建物所有者等に対し、移転等補償金の支払手続をとるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定にかかわらず、第8条に規定する移転等補償契約書に基づき建物所有者等から移転等補償金の前金払の請求があったときは、その支払手続をとるものとする。

### 第3章 土地買収の手続

#### (土地買収等申請書の提出)

第11条 地方防衛局長は、土地買収について、防衛大臣から指示があったときは、土地買収を希望している土地所有者から、当該土地買収及びこれに伴い通常生ずべき損失（建物等に係るものを除く。以下同じ。）の補償について、別記第10号様式による土地買収等申請書を提出させるものとする。この場合において、当該土地に所有権以外の権利が設定されているときは、当該権利を有する者の別記第11号様式による権利消滅承諾書及び必要があるときは当該権利の消滅に伴い通常生ずべき損失（建物等に係るものを除く。以下同じ。）の補償についての土地買収等申請書を添付させるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定による土地買収等申請書の受理に際して当該土地買収等申請書に係る土地に建物等が所在する場合は、第3条の規定による移転等補償申請書又は移転等承諾書が同時に提出されるよう措置するものとする。

(土地調書等の作成)

第12条 地方防衛局長は、前条に規定する土地買収等申請書を受理したときは、速やかにその申請者、申請に係る土地に隣接する土地の所有者その他必要と認められる関係人立会いの上、当該申請に係る土地の現状を確認し、別記第12号様式による土地調書及び別記第13号様式による土地境界確認書を作成するものとする。この場合において、土地調書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 登記事項証明書、公図の写し、実測図（求積表を含む。）、案内図及び必要と認められる写真

(2) 賃貸借契約又は使用貸借契約に基づき土地を

使用している者については、これらの契約書の  
写し

(3) その他必要と認められる書類

(土地買収価額評価調書等の作成)

第13条 地方防衛局長は、土地調書を作成したときは、別に定める基準により、別記第14号様式による土地買収価額評価調書及び必要に応じ別記第5号様式による損失補償額算定調書（以下「買収価額評価調書等」という。）を作成し、土地買収価額及び土地買収又は権利消滅に伴い通常生ずべき損失の補償額（以下「買収価額等」という。）を算定するものとする。

(協議)

第14条 地方防衛局長は、地方協力局長が個別に指定する事案に係る買収価額評価調書等を作成したときは、買収価額等について移転補償等個人別表及び当該買収価額評価調書等の算定内容を説明する書類を添え、地方協力局長に協議するものとする。

(土地譲渡承諾書の提出)

第 1 5 条 地方防衛局長は、買収価額評価調書等を作成したとき（地方協力局長が個別に指定する事案にあつては前条の協議が整ったとき）は、買収価額等について当該土地所有者及び当該土地に所有権以外の権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）と協議するものとする。

2 地方防衛局長は、前項の協議が整ったときは、土地所有者等から別記第 1 5 号様式による土地譲渡承諾書の提出を求めるものとする。

（契約の締結）

第 1 6 条 地方防衛局長は、前条による土地譲渡承諾書の提出があつたときは、土地所有者等と別記第 1 6 号様式による土地売買契約書及び必要に応じ別記第 1 7 号様式による損失補償契約書をもって契約を締結するものとする。

（損失補償金の支払）

第 1 7 条 地方防衛局長は、前条による損失補償契約を締結したときは、速やかに土地所有者等に対し、損失

補償金の支払手続をとるものとする。ただし、当該補償金に物件の移転に係るものがある場合においては、その移転等を確認した後にしなければならない。

(土地の引渡し)

第18条 地方防衛局長は、第16条の規定により土地売買契約を締結したときは、速やかに当該土地に所有権以外の権利又は建物等が存在していないこと、その他当該土地が契約の内容に適合していることを確認の上、土地所有者から土地の引渡しを受けるものとする。

(所有権移転登記)

第19条 地方防衛局長は、前条の規定による土地の引渡しを受けたときは、速やかに当該土地の所有権移転登記手続をとらなければならない。

(土地代金の支払)

第20条 地方防衛局長は、前条の規定による所有権移転登記手続が完了したときは、速やかに土地所有者に対し土地代金の支払手続をとるものとする。

2 地方防衛局長は、前項の規定にかかわらず、第16

条に規定する土地売買契約書に基づき土地所有者から土地代金の前金払の請求があったときは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第16条第2項において準用する同法第18条に規定する申請情報を取得した土地に係る土地代金に限り、その支払手続をとるものとする。

#### 第4章 雑則

（支払報告）

第21条 地方防衛局長は、四半期ごとに、移転等補償金及び土地代金等の当該年度の支払済額の累計について、別記第18号様式による支払報告書を作成し、各四半期末の翌月の15日（第4四半期に係るものにあつては5月15日）までに地方協力局長に報告するものとする。

（防衛大臣の指示）

第22条 地方防衛局長は、この訓令により難しいものがあるときは、防衛大臣の指示を受けるものとする。

（実施細目）

第 2 3 条 この訓令の実施に関し必要な細目は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 4 月 2 6 日省訓第 2 3 号）

- 1 この訓令は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 2 7 日省訓第 1 5 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 2 月 2 8 日省訓第 6 7 号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（ 1 ） （略）

(2) 第4条、第8条、第51条、第67条（演習場  
周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式  
の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。  
）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音  
事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交  
付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、  
別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規  
定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規  
定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前  
の様式（次項において「旧様式」という。）により使  
用されている書類は、この訓令による改正後の様式に  
よるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙につ  
いては、当分の間、これを取り繕って使用することが  
できる。

別記第1号様式（第3条関係）

移 転 等 補 償 申 請 書

整理番号

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住所  
氏名

周辺地区に所在する下記建物等の移転又は除却及びこれに伴い通常生ずべき損失の補償を申請する。

記

所在地				
所有者の住所・氏名				
申請者が有する権利の種類・内容				
※建物等	用途別種類			
	構造			
	棟数			
	数量（面積等）			
	登記年月日・家屋番号			
	登記者氏名・申請者と の続柄			
建物等以外の損失の対象となるもの				
移転等を必要とする理由				
移 転 先			移転等の希望時期	
本建物等に申請者が有する権利に設定されているすべての権利	権利の種類	権利者氏名	権利者住所	内 容
その他参考事項				

- 注：1 建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。  
2 ※印欄には、建物等の所有者が申請する場合に限り記入すること。  
3 その他参考事項欄には、建物等について係争中のものがあるときは、その内容を記入すること。

別記第2様式 (第3条関係)

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

移 転 等 承 諾 書

所有者 殿

権利者等 住所  
氏名

私が 権 を 有 す る 下記1の建物等については、下記2の条件に  
の存否について係争中の  
より移転又は除却することを承諾する。

記

- 1 建物等 所在地  
用途別種類  
構造  
棟数  
数量(面積等)  
登記年月日・家屋番号

- 2 条件

注：建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

建 物 設 置 等 制 限 承 諾 書

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住所  
氏名

私は、 周辺において国が行う移転等の措置の一環として、下記の  
土地に所在する建物等が移転又は除却された場合には、当該土地に、 防衛局長  
東海防衛支局長  
の承認を得た場合を除き、建物、工作物、立竹木その他の物件を設置し、又は留置し  
ないことを承諾する。

記

土 地 所 在 地  
地 目  
面 積  
登記年月日  
登記者氏名

注：建物等とは、建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件をいう。

別記第4号様式（第4条関係）

整理番号	
------	--

建 物 等 調 書

建物等所有者と 防衛局長  
東海防衛支局長 は、移転補償申請のあった建物等が別紙建物等明細書のとおりであることを確認したので、これを証するため、この調書を作成し、各自所持する。

令和 年 月 日

建物等所有者

住 所

氏 名

防衛局長  
東海防衛支局長

調書作成担当者

所属・官職

氏 名



別記第5号様式（第5条・第13条関係）

移 転 等 補 償 額 算 定 調 書  
 損 失 補 償 額

整理番号

所在地					周辺地区		区域		
所有者	住所				その他の 参考事項				
	氏名								
補償を受ける者	住所	所有者との関係							
	氏名								
補償費種別	数量	金額（円）	消費税相当額（円）	補償額計（円）	消費税対象額（円）	補償額の算出方法			
計									

注：補償費種別ごとに算出根拠を添付すること。



整理番号	
------	--

令和 年 月 日

移 転 等 同 意 書

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

所有者・借 人  
住 所  
氏 名

私が所有する下記建物  
下記建物等に居住する私の移転又は除却については、その移転又は除却により生ずる損失に対して適正な補償がなされる場合には同意する。

なお、国の都合により移転又は除却ができない場合においても、これに対して異議を申し立て、又は補償を要求しない。

記

建物等 所 在 地

用途別種類

構 造

棟 数

数量（面積等）

登記年月日

家屋番号

登記者氏名・所有者との続柄

移 転 等 補 償 契 約 書

建物等の 者 を甲とし、国を乙とし、甲乙間において下記の条項により建物等の移転等補償契約を締結する。

（移転物件）

第1条 移転物件は、次のとおりとする。

ア 所在地

イ 種類

ウ 数量

（補償金額）

第2条 前条の移転物件の移転又は除却（以下「移転等」という。）に要する経費及び移転等に伴い通常生ずべき損失に対する補償金額は、金 円とする。

（物件の移転等）

第3条 甲は、第1条の移転物件を令和 年 月 日までに、乙の指定する区域以外の場所に移転等しなければならない。

（移転通知）

第4条 甲は、前条の移転等を完了したときは、その旨を書面により乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに移転等の完了を確認する。この場合において甲は乙の確認に立ち会うものとする。

（補償金の支払）

第5条 甲は、前条の確認を受けた後において、乙に第2条の補償金の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙より前金払を受ける必要があるときは、乙と協議の上、書面により前金払の請求を行うことができる。

3 乙は、第1項の支払請求書を受領した日から30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

（履行の遅滞）

第6条 乙は、前条の期間内に第2条の補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「法」という。）に基づく支払遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項の遅延利息は、法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。

3 甲は、その責に帰すべき理由により第3条の移転期日までに第1条の移転物件の移転を完了しないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第2条の補償金額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

（契約違反）

第7条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第8条 危険負担は、民法（明治29年法律第89号）第536条及び第567条の規定による。

(第2条の補償金額以外の請求)

第9条 甲は、第1条の移転物件の移転等について第2条に定めた金額以外は、乙に対しその補償を一切請求しない。

(疑義あるときの協議)

第10条 この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

(契約に関する紛争の解決)

第11条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

(信義誠実の義務)

第12条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所  
氏名 ⑧  
乙 国  
支出負担行為担当官  
官 職  
氏 名 ⑧

別記第9号様式（第9条関係）

整理番号	
------	--

移 転 等 完 了 届

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

届出人  
住 所  
氏 名

令和 年 月 日付け移転補償契約書第1条の移転物件は、指定区域外の場  
所に移転・除却したので通知する。よって速やかに確認方をお願いする。

整理番号

令和 年 月 日

土地買収等申請書

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

申請者 住所  
氏名

周辺地区に所在する下記土地の買収及び買収に伴い通常生ずべき損失（建物、工作物、立竹木その他土地に定着する物件に関するものを除く。）の補償を申請する。

記

所在地				
所有者の住所・氏名				
申請者が有する権利の種類				
※ 土地	地目			
	面積			
	登記年月日			
	登記者氏名・申請者の続柄			
土地買収・所有権以外の権利の消滅に伴い生ずべき損失の対象となるもの				
※ 買収申請の理由				
※ 希望する買収時期				
本土地に申請者が有する権利に設定されているすべての権利	権利の種類	権利者氏名	権利者住所	内容
その他参考事項				

注：1 ※印欄には、土地の所有者が申請する場合に限り記入すること。

2 その他参考事項欄には、土地について係争中のものがあるときは、その内容を記入すること。

整理番号	
------	--

権 利 消 滅 承 諾 書

所有者

殿

権利者

住 所

氏 名

私が 権を有する下記 1 の土地が国に売り渡される場合には、下記 2 の条件により当該権利を消滅することを承諾する。

記

1 建物等 所在地  
地 目  
面 積

2 条件

- (1) 権利の消滅については、土地所有者と私との間で解決する。
- (2) 権利の消滅に伴い通常生ずべき損失の補償については、私が国に請求する。

注：条件については必要に応じ記入すること。

別記第12号様式（第12条関係）

整理番号	
------	--

土 地 調 書

土地所有者 と 防衛局長  
東海防衛支局長 は、買収申請のあった土地が別紙土地明細書  
のとおりであることを確認したので、これを証するため、調書を作成し、各自所持す  
る。

令和 年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

防衛局長

東海防衛支局長

調書作成担当者

所属・官職

氏 名



整理番号	
------	--

土地境界確認書

防衛局長  
東海防衛支局長  
は、土地所有者から買収申請のあった下記土地の境界について、当該所有者及び当該土地に隣接する土地の所有者から別図のとおりであることの確認を得たので、これを証するため、この確認書を作成し、各自所持する。

記

土地 所在地  
地目  
面積  
登記年月日  
登記者氏名、所有者との続柄

令和 年 月 日

土地所有者  
住所・氏名  
隣接土地の所有者  
住所・氏名

防衛局長  
東海防衛支局長

確認書作成担当官  
所属・官職  
氏名



整理番号	
------	--

土地譲渡承諾書

令和 年 月 日

防衛局長  
東海防衛支局長 殿

所有者  
住 所  
氏 名

私が所有する下記土地の譲渡については、その譲渡に対し適正な対価が支払われる場合には、承諾する。その譲渡に伴い通常生ずべき損失に対し適正な補償がなされる場合

なお、国の都合により買収されない場合においても、これに対し異議を申し立て、又は補償を要求しない。

記

土地	所在地
	地 目
	面 積
	登記年月日
	登記者氏名・所有者との続柄

整理番号

収 入  
印 紙

土 地 売 買 契 約 書

売渡人土地所有者 を甲とし、買受人国を乙とし、甲乙間において下記の条項により土地の売買契約を締結する。

（売買土地）

第1条 売買土地は、下記のとおりとする。

ア 所在地

イ 地 目

ウ 面 積

（売買価額）

第2条 前条の土地売買価額は、金 円とする。

（売買土地の引渡し）

第3条 甲は、第1条の売買土地を令和 年 月 日までに、乙に引き渡し、乙は、これを現地確認の上受領する。この場合において、甲は、乙の確認に立ち会うものとする。

（権利の消滅）

第4条 甲は、第1条の売買土地の上に所有権以外の権利があるときは、当該権利を前条の引渡期日までに消滅させなければならない。

（物件の移転）

第5条 甲は、第1条の売買土地に物件があるときは、当該物件を第3条の引渡期日までに他に移転又は除却し、若しくは移転又は除却をさせなければならない。

（所有権移転登記）

第6条 第1条の売買土地の所有権移転登記手続は、乙が行い、甲は、乙に協力する。

（土地代金の支払）

第7条 甲は、前条の所有権移転登記が完了した後において、乙に第2条の土地代金の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙より前金払を受ける必要があるときは、乙と協議の上、書面により前金払の請求を行うことができる。

3 乙は、第1項の支払請求書を受領した日から30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

（履行の遅滞）

第8条 乙は、前条の期間内に第2条の土地代金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「法」という。）に基づく支払遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 前項の遅延利息は、法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。

3 甲は、その責に帰すべき理由により第3条の引渡期日までに第1条の売買土地の引渡しをしないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第2条の売買価額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

ない。

(契約違反)

第9条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第10条 第1条の売買土地が引渡完了前に甲の責に帰すことができない理由により滅失又は、き損したときは、その滅失又はき損は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 第1条の売買土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任は、民法（明治29年法律第89号）第562条から第566条までの規定による。

(公租公課等の負担)

第12条 甲が第1条の売買土地を所有していたことにより課せられる公租公課等、受益者負担金その他の賦課金は、甲の負担とする。

(第2条の売買金額以外の請求)

第13条 甲は、第1条の売買土地について第2条に定めた金額以外は、乙に対し一切請求しない。

(疑義あるときの協議)

第14条 この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

(契約に関する紛争の解決)

第15条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

(信義誠実の義務)

第16条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	
	氏 名	Ⓜ
乙	国	
	支出負担行為担当官	
	官 職	
	氏 名	Ⓜ

整理番号

収 入  
印 紙

損 失 補 償 契 約 書

第1条の土地の買収及び当該土地の上にある所有権以外の権利の消滅に伴い生ずべき損失（建物、工作物、立木竹その他土地に定着する物件に関するものを除く。以下「損失」という。）につき を甲とし、国を乙とし、甲乙間において下記の条項により補償契約を締結する。

（対象土地）

第1条 補償対象の土地は、次のとおりである。

- ア 所在地  
イ 地目  
ウ 面積  
エ 所有者の住所・氏名  
（補償金額）

第2条 損失の補償金額は、金 円とする。

（物件の移転）

第3条 甲は、第2条の補償金のうち物件の移転に係るものがあるときは、当該物件を令和 年 月 日までに第1条の土地から移転しなければならない。

- 2 甲は、前項の移転を完了したときは、その旨を書面により乙に通知しなければならない。  
3 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに移転の完了を確認する。この場合において、甲は乙の確認に立ち会うものとする。

（補償金の支払）

第4条 甲は、この契約の締結後直ちに第2条の補償金の支払を書面により乙に請求することができる。

ただし、前条第1項の規定により移転しなければならない物件がある場合における第2条の補償金の支払請求の時期は、同条第3項の確認を受けた後とする。

- 2 乙は、前項の支払請求書を受領した日から30日以内に乙の指定する場所において甲に支払う。

（履行の遅滞）

第5条 乙は、前条の期間内に第2条の補償金を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「法」という。）に基づく支払遅延利息を甲に支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息は、法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める利率による。  
3 甲は、その責めに帰すべき理由により第3条第1項の移転期日までに同項の物件の移転を完了しないときは、同期日の翌日から移転を完了する日までの日数に応じ、第2条の補償金額に前項の利率により算定した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。

（契約違反）

第6条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第7条 危険負担は民法(明治29年法律第89号)第536条及び第567条の規定による。

(第2条の補償金額以外の請求)

第8条 甲は、損失について第2条に定めた金額以外は、乙に対しその補償を一切請求しない。

(疑義のあるときの協議)

第9条 この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議して定める。

(契約に関する紛争の解決)

第10条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙協議の上、公正な第三者を選定し、そのあっせん、仲裁等により円満な解決を図るものとする。

(信義誠実の義務)

第11条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	
	氏 名	Ⓜ
乙	国	
	支出負担行為担当官	
	官 職	
	氏 名	印

支 払 報 告 書

No.

防衛局 東海防衛支局	周辺地区	令和 年度第 次(第 四半期分)	関係市町村
---------------	------	------------------	-------

区分	整理番号	氏名	所在地	権利別	建 物 等 移 転 補 償									土 地 買 収 等			支払金額合計(円)	支払年月日		備考	
					建 物		工作物 移転費 (円)	動 産 移転費 (円)	借家等 の費用 (円)	移 転 雑 費 (円)	立竹木 補償費 (円)	営 業 補償費 (円)	その他 ( ) (円)	補償額計	地目	面積 (㎡)		金額 (円)	補償費		購入費
					面積 (㎡)	移転費 (円)															

注：1 建物等移転補償費及び土地買収等について、前金の支払いを行っているときは、それぞれ上段に( )を付して当該支払額及び支払年月日を記入すること。  
 2 建物又は土地の所有権について、あっせん等を行った事案については、備考欄にその内容を記入すること。